

## 定置網漁業育成強化事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は定置網漁業経営体が行う大型台風や急潮等の気象変化に対応した漁具の改良、漁撈機器の向上等に対する支援を通し、関係機関と連携しながらモデル実証・経営モデルを確立することで経営改善を図る取り組みに対して、予算の定めるところにより定置網漁業育成強化事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)、長崎県水産部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第398号。以下「交付要綱」という。)及びこの実施要綱の定めるところによる。

### (補助対象及び補助率)

第2条 補助金の対象事業、対象経費、対象者、対象事業費並びにその補助率は、別表第1及び実施要領に別途定める内容のとおりとする。

### (事業計画の認定申請)

第3条 事業主体は、本事業により事業を実施しようとするときは、当該年度の事業計画書等所定の様式を添付し、知事に認定を申請しなければならない。

2 知事は、当該計画が本事業の趣旨に沿い、かつ別に定める実施要領に適合すると認めるときは、予算の範囲内で計画を認定するものとする。

### (交付申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第4条の規定による申請書の提出部数は1部とし、同条第1号から第3号までの添付書類の様式及び提出部数は次のとおりとする。ただし、当該補助金が間接補助金として交付される場合については、間接補助事業者において作成するものとする。

添付書類	提出部数
事業計画書(様式第1号)	1部
収支予算書(様式第2号)	1部
実施設計書(様式第3号)	1部
その他知事が必要と認める書類	各1部

2 規則第4条4号の規定により申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 事業の実施について法令等により免許、許可、承認、届出等(以下「免許等」という。)を必要とするときは、免許等を称する書面の写し

(2) 暴力団排除に係る誓約書(様式第12号)

ただし、別途水産部で定める団体については提出を不要とする。

3 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、毎年別に定める日とする。

4 補助金の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得

た金額をいう。以下、同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

### (補助の条件)

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、当該補助事業を請負契約により実施する場合は、最少の経費で最大の効果をあげ得るよう努めなければならない。
- (2) 補助事業者及び間接補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした特別の帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

### (状況報告)

第6条 規則第11条第1項の規定による報告は次によるものとし、その提出部数は1部とする。ただし、当該補助金が間接補助金として交付される場合については、間接補助事業者において作成するものとする。

- (1) 事業着手報告書(様式第4号)
- (2) 事業完成報告書(様式第5号)

2 前項各号の報告書の提出期限は7日以内とする。

### (事業計画変更の承認申請)

第7条 規則第11条第2項第1号に規定する変更について知事の承認を受けようとする場合は、事業計画変更承認申請書(様式第6号)1部を知事に提出しなければならない。ただし、その変更内容が工事の施行に係るものであるときは、変更実施設計書(様式第3号に準ずるもの)1部を添付するものとするが、当該補助金が間接補助金として交付された場合については、変更実施設計書は間接補助事業者において作成するものとする。

2 規則第11条第2項第1号により知事が定める軽微な変更は、当該事業の総事業費及び事業の内容に変更を及ぼさない経費の配分の変更とする。

3 規則第11条第2項第2号に規定する中止又は廃止について知事の承認を受けようとする場合は、事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)1部を知事に提出しなければならない。この場合において、知事は、補助金額の全部又は一部を返還させることができる。

### (実績報告)

第8条 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付すべき書類の様式及びその提出部数は、次のとおりとする。ただし、当該補助金が間接補助金として交付される場合については、実施精算書は、間接補助事業者において作成するものとする。

添付書類	提出部数
事業実績書(様式第1号)	1部
収支精算書(様式第2号)	1部
実施精算書(様式第9号)	1部

- 2 第4条4項ただし書きの規定により補助金の申請をした者は、事業実績書を提出する場合において仕入れに係る消費税相当額が明らかになったときには、この金額を補助金額から減額して知事に報告しなければならない。
- 3 補助金の交付を申請した者は、第1項の事業実績書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して仕入れに係る消費税相当額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、該当金額の返還を請求するものとする。

### (補助金の交付)

- 第9条 規則第16条第1項の規定による請求書には、補助金の算出基礎(様式第10号)を添えて提出するものとする。なお、精算払の場合、交付要綱第7条第1項に定める様式は省略できるものとする。
- 2 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。

### (財産処分の制限)

- 第10条 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。
- 2 規則第20条の規定による承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書(様式第11号)を提出しなければならない。また、規則第20条の別に定めるものは、次のとおりとする。
    - (1) 規則第20条ただし書きの別に定める期間とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下、「大蔵省令」という。)に定められている財産については大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間。
    - (2) 規則第20条第2号の別に定めるものとは、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、50万円以上の機械及び器具。
  - 3 知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、当該収入の全部又は一部を返還させることができる。

### (書類の経由)

- 第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、県北振興局、五島振興局、壱岐振興局及び対馬振興局の管轄区域内にあっては、各振興局長を経由しなければならない。

### (補助金の返還)

- 第12条 定置網漁業育成強化学業の補助対象者が事業計画期間中に漁業法(昭和24年法律第267号)、長崎県漁業調整規則(昭和39年長崎県規則第89号)、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)、漁船法(昭和25年法律第178号)及び菓事法(昭和35年法律第145号)に違反した場合は、期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱の運用について必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表第1(第2条関係)

事業種目	補助対象経費	補助対象者・補助率 ・補助対象事業費
1 気象対応型漁具改良等支援事業	台風・急潮等の気象変化に耐えうる改良漁具導入及び台風襲来前後などの迅速な網揚げや再設置等に必要となる機器の導入に要する経費。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水揚金額又は水揚量の10%以上の向上を目指した事業計画書を作成した定置網漁業経営体。</li> <li>・補助率2分の1以内。</li> <li>・1経営体あたりの補助対象事業費上限を3千万円、補助対象事業費下限を100万円とする。</li> </ul>
2 気象対応型漁撈機器機能向上支援事業	台風襲来前後などの迅速な網揚げや再設置等に必要となる機器の導入に要する経費。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水揚金額又は水揚量の10%以上の向上を目指した事業計画書を作成した定置網漁業経営体。</li> <li>・補助率3分の1以内。</li> <li>・1経営体あたりの補助対象事業費上限を1千万円、補助対象事業費下限を100万円とする。</li> </ul>

※上記にかかる詳細内容は別途定める実施要領による。

長崎県知事 様

住所

氏名（法人にあっては名称  
及び代表者の氏名） 印

年度定置網漁業育成強化事業計画（実績）書

氏名 <small>（法人にあっては名称及び代表者の氏名）</small>		年齢	事業開始年
後継者の有無 （氏名）		年齢	
住所	〒	TEL	
所属漁協			
所有施設			
従業員数			

1. 経営内容及び過去荒天により受けた漁具被害の状況

		1	2	3
定置網の区分				
定置網の種類				
漁場の名称				
漁場の位置				
漁期（月）				
網替えの頻度				
漁具被害 <small>（過去3ヵ年）</small>	時期（月）			
	内容			
	金額 （千円）			
	復旧に要した日数			

## 2. 取り組む事業の内容

必要となる漁具・施設等	
取組を行う際に専門家から助言・指導を受けたい場合はその内容	

3. 調査計画（研究機関等と協議のうへで記載）

--

4. 事業の内容・事業費 (単位：円)

事業種目	内容	事業費	算出の根拠

※原則3者による見積書取得により事業費を算定すること

5. 経費の配分 (単位：円)

事業費		負担区分			
全体事業費	うち補助対象	県	市町	事業主体	その他

6. 事業実施スケジュール

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

7. 事業成果目標（K P I） (単位：千円又はt)

K P I	基準値	1年目 ( 年)	2年目 ( 年)	3年目 ( 年)
水揚金額 又は 水揚量				
向上割合 (対基準値)				

8. 雇用計画（雇用人数）

現状	1年目	2年目	3年目

（添付書類）

- ・別紙（収支計画・K P I 根拠）
- ・事業計画の計画認定時においては、経営する定置網の漁場の位置図
- ・見積書、カタログ等性能がわかる資料
- ・登記簿謄本、県税に未納がないことを証する書類
- ・事業実施主体が団体の場合は、構成員名簿と規約の写し



様式第 2 号(第 4 条及び第 8 条関係)

収支予算(精算)書

1 収入の部

区分	本年度予算額 又は本年度 精算額	前年度予算額 又は本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
計					

2 支出の部

区分	本年度予算額 又は本年度 精算額	前年度予算額 又は本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
計					

様式第 3 号(第 4 条関係)

I 表紙

地域名	事業種目・種類	助成区分
地域		

年度

定置網漁業育成強化事業 実施設計書

長崎県 年 月 日  
市 番地  
町

事業主体名

## II 設計書の内容

### 1 設計説明書

事業種目・種類				
事業実施箇所				
事業費	総事業費		補助対象事業費	
			補助対象計算対象外事業費	
			補助対象外事業費	
事業量及び工事の概要				
施工方法				
施工期間				
管理主体名				
設計者氏名	設計者名			
	官職又は建築士等の等級			
摘要				

### 2 経費内訳書

工種又は費目	数量	単位	単価	金額	備考
			円	円	

### 3 明細書

工事種類	材料	規格	数量	単位	単価	金額	備考
					円	円	

#### 4 単価表

名称	寸法	数量	単位	単価	金額	備考
				円	円	

#### 5 数量計算表

箇所	構造							

#### 6 工事雑費明細書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
				円	円	

#### 7 労務資材調書

工事種類					計	単位	単価	金額
労務資材							円	円

#### 8 機械器具資材購入費

品目	型式、銘柄、品質、等級等	員数	単価	金額	備考
			円	円	

#### 9 設計図及び位置図(添付書類)

(注) 変更設計書作成の場合

- (1) 表紙の右上方に(変更)を朱書きすること。
- (2) IIの1の摘要欄に変更の内容を朱書きすること。
- (3) IIの2から9までについては、変更前と変更しようとするものを対照して記載すること。この場合変更前は黒書とし変更しようとするものは朱書きとすること。
- (4) 事業精算書の設計実行対照表の様式に準じて(実行欄を除く)設計変更対照表を作成し設計説明書の次に添付すること。
- (5) 事業内容が工事によらないものについて、記載できない様式は省略可とする。

様式第 4 号(第 6 条関係)

番 号  
年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名 (法人にあつては名称  
及び代表者の氏名) 印

事業着手報告書

年度 定置網漁業育成強化事業を下記のとおり着手したので報告します。

記

- 1 事業種目
- 2 着手年月日
- 3 完成予定年月日
- 4 事業施行者
- 5 事業実施箇所
- 6 事業施行方法
- 7 事業量
- 8 事業費及び県費補助額

(添付書類)

入札てんまつ書(請負工事等で入札を行った場合)

見積もりてんまつ書(見積もりを行った場合)

様式第 5 号(第 6 条関係)

番 号  
年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名 (法人にあつては名称  
及び代表者の氏名) 印

事業完成報告書

年度 定置網漁業育成強化事業を下記のとおり完成したので報告しま  
す。

記

- 1 事業種目
- 2 着手年月日
- 3 完成年月日及び事業期間
- 4 事業施行者
- 5 事業実施箇所
- 6 事業施行方法
- 7 事業量
- 8 事業費及び県費補助額
- 9 その他

(添付書類)

- (1) 事業実施経過報告書
- (2) 完成写真

様式第 6 号(第 7 条関係)

番 号  
年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名 (法人にあつては名称  
及び代表者の氏名) 印

定置網漁業育成強化事業計画変更承認申請書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があつた年度定置網漁業育成強化事業については、下記のとおり計画変更したので、長崎県補助金等交付規則第 11 条第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 計画変更の内容
  - (1) 経費の配分

区分	事業種目	事業費			県費補助金の額
		補助対象	対象外	計	
当初計画					
変更計画					
増減 (減は朱書)					

- (2) 収支予算書
- (3) 変更実施設計書及び位置図



様式第 7 号(第 7 条関係)

番 号  
年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名 (法人にあつては名称  
及び代表者の氏名) 印

定置網漁業育成強化事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があつた年度定置網漁業育成強化事業については、下記のとおり中止(廃止)したので、長崎県補助金等交付規則第 11 条第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)時の出来高

( 月 日現在)

事業種目	計画	実施済	進捗度	残高	備考
	金額	金額		金額	
			%		

- 3 事業再開についての見通し(中止の場合のみ)
- 4 その他参考となる事項

様式第 8 号(第 8 条関係)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号

年 月 日

長崎県知事 様

補助事業者名又は間接補助事業者名 印

年 月 日付第 号により交付の決定の通知があった定置網漁業育成強化事業費補助金について、長崎県水産部関係補助金等交付要綱第 6 条第 4 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 1 長崎県補助金等交付規則第 14 条の規定に基づく確定額 | 金 円 |
| ( 年 月 日付 第 号による額の確定通知額)       |     |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額       | 金 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額      | 金 円 |
| 4 補助金返還相当額(3 - 2)             | 金 円 |

(注)その他参考となる資料(消費税等確定申告書の写し及びその添付書類(補助金等に係るもの))を添付すること

様式第 9 号(第 8 条関係)

I 表紙

地域名	事業種目・種類	助成区分
地域		

年度

定置網漁業育成強化事業 実施精算書

年 月 日  
長崎県 市 番地  
町

事業主体名

県の審査の概要	
---------	--

## II 実施精算書の内容

### 1 精算説明書

事業種目・種類			
事業実施箇所			
事業費	総事業費		補助対象事業費
			補助対象計算対象外事業費
			補助対象外事業費
事業量及び工事の概要			
施工方法			
施工期間			
管理主体名			
設計者氏名	設計者名		
	官職又は建築士等の等級		
摘要			

### 2 設計実行対照表

工種又は費目	設計			変更設計			実行			増減		
	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
		円	円		円	円		円	円		円	円

### 3 経費精算内訳書

工種又は費目	数量	単位	単価	金額	備考
			円	円	

### 4 精算明細書

工事種類	数量	単位	金額	摘要	
				平均単価	その他
			円	円	

### 5 精算単価表

構造							
名称	寸法	数量	単位	金額	摘要		
					平均単価	平均単価による算出数量	その他
				円	円		

### 6 工事雑費明細書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	摘要
				円	円	

## 7 機械器具、資材購入費

品目	型式、銘柄、品質、等級等	員数	単価	金額	備考
			円	円	

## 8 添付書類

- (1) 竣工図及び竣工位置図
- (2) 事業の経過及び事業の完了を証するに足る写真
- (3) 事業の実施が請負契約による場合には、工事請負契約書の謄本
- (4) 事業の実施が請負契約によらない場合には、資材、物品購入費及び機械器具購入費並びに労務費の支払証拠書類の謄本
- (5) 事業内容が工事によらないものについて、記載できない様式は省略可とする。



様式第 11 号(第 10 条関係)

番 号  
年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名 (法人にあつては名称  
及び代表者の氏名) 印

定置網漁業育成強化事業施設の財産処分承認申請書

年度 定置網漁業育成強化事業により取得した施設について、長崎県補助金等交付規則第 20 条に基づく、財産処分の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 処分財産の内容

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 構造、規模及び数量
- (4) 取得年月日及び経過年数
- (5) 残存年数
- (6) 事業種目、総事業費、補助額及び補助率
- (7) その他 (施設の目的等)

2 処分の方法、理由等

- (1) 処分の方法



- (2) 処分の理由
- (3) 県費納付金額及び算定根拠
- (4) 処分予定年月日
- (5) その他

### 3 利用実績

### 4 添付書類

- (1) 定置網漁業育成強化事業施設の財産管理台帳の写し
- (2) その他

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

誓約書

私は、 年度定置網漁業育成強化事業交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約  
します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄 (誓約の場合、 にチェックを入れてください。)

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第  
2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者 (以下「暴力団等」  
という。) と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報  
します。

※ 県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団  
等でない旨の誓約をお願いしています。

〔様式第1号 別紙〕

							(単位：千円)		
			(実績)			基準値	1年目	2年目	3年目
			( 年)	( 年)	( 年)	( )	( 年)	( 年)	( 年)
水揚量 (t)									
水揚金額									
売上原価	期首商品棚卸高								
	原料仕入高								
	小計								
	期末製品棚卸高								
	差引原価								
差引金額 (A)									
定置網漁業	支出	租税公課							
		荷造運賃							
		水道光熱費							
		旅費交通費							
		通信費							
		接待交際費							
		損害保険料							
		修繕費							
		消耗品費							
		利子割引料							
		燃料費							
		地代家賃							
		氷・箱代							
		行使料							
		諸会費							
		支払手数料							
		雑費							
減価償却費 (B)									
計 (C)									
差引利益 (D) = (A) - (C)									
その他	収入 (E)								
	支出 (F)								
差引利益 (H) = (E) - (F)									
所得 (I) = (D) + (B)									
【償却前利益】									
所得の基準年比 (%)									

※支出欄の項目については各自の青色申告書等に合わせ、適宜変更してください。

※取組の目標 (K P I) の基準値については、直近3カ年の平均、直近5カ年の平均、5中3 (直近5カ年のうち、最大と最小を除いた3カ年平均)、直近年 (前年) などにより、適切な根拠により設定すること。

K P I	基準年	1年目	2年目	3年目
水揚金額・水揚量の増加についての説明				